（様式－1）

（平成21年6月15日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　　軌道法／車両設計の変更の認可

作成部署　都市整備局都市基盤部調整課指導係　電話30-418

《事務処理フロー図》

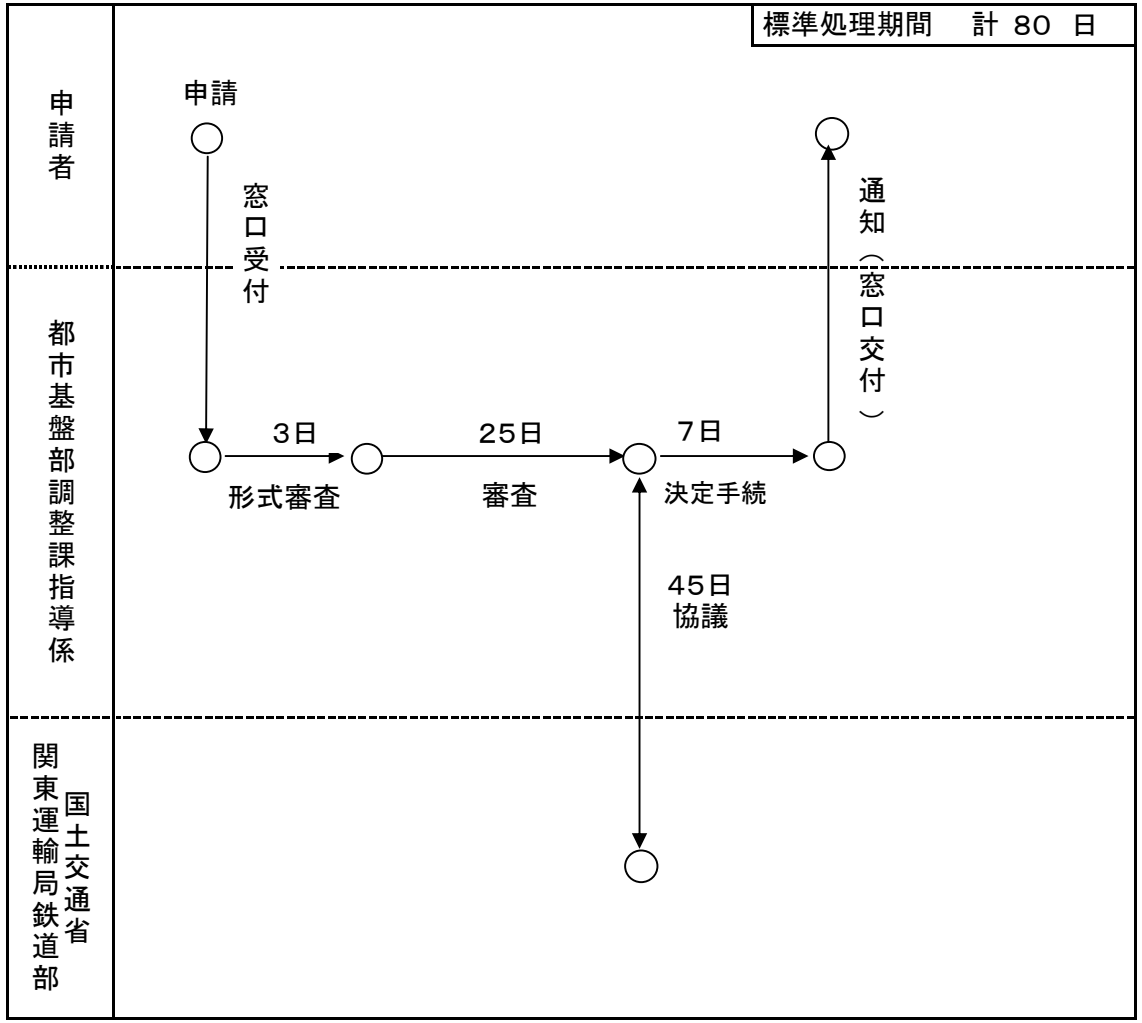

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　　明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類・図面がそろっているかどうかを審査します。
2	審　　査	申請内容が軌道法関連法令において適正かどうか審査します。
3	関東運輸局協議	国土交通省関東運輸局鉄道部に対し、認可の諾否について協議を行います。
4	決定手続	認可の諾否について調整課長が決定します。
5	通　　知	認定書を作成し、それをもって申請者に通知します。